

○岡山県年少射撃資格講習会実施要領の制定について（通達）

（平成21年12月 3 日岡生企第1405号警察本部長例規）

改正 平成23年 3 月岡務第176号 平成26年 3 月岡生環第120号、岡生企第235号
 平成27年 9 月17日岡生企第754号 令和 3 年 3 月31日岡生企第182号
 令和 5 年 8 月25日岡会第386号 令和 6 年 7 月26日岡生企第404号

各部長

首席監察官

各統括官

各所属長

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 9 条の14第 1 項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会の実施について、別添のとおり岡山県年少射撃資格講習会実施要領を定め、平成21年12月 4 日から施行することとしたので、関係者に周知徹底を図るとともに、その取扱いに誤りのないようにされたい。

別添

岡山県年少射撃資格講習会実施要領

1 趣旨

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 9 条の14の規定による年少射撃資格の認定を受けようとする者に対して行われる空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用に関する講習会（以下「講習会」という。）の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

講習会の受講対象者は、10歳以上18歳未満の者で年少射撃資格認定申請を行おうとするものとする。

3 開催日時等の公表

講習会の開催は、開催予定日のおおむね20日前までに、開催の日時、場所その他講習会の開催に関し必要な事項を岡山県警察ホームページへの掲載その他の適切な方法により公表するものとする。

4 開催回数

講習会の開催回数は、月間おおむね 1 回とする。

5 受講申込みの受付期間

年少射撃資格講習の受講申込みの受付は、講習会開催日の7日前までとする。

6 受講申込みの取扱い等

- (1) 年少射撃資格講習受講の申込みを受理したときは、年少射撃資格講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）様式第68号）及び申請者の写真（提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身で無背景のもの）の提出を求めるとともに、岡山県警察関係手数料徴収条例（平成12年岡山県条例第72号）に定める手数料が納付済であることを確認できるものを貼付させること。
- (2) 申込みを受理したときは、受講希望年月日及び受講希望場所を生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に連絡し、日時及び場所を指定した上、当該申込書に所要事項を記入し、写しを2通作成して1通は申込者に交付して受講当日講習会場へ持参させ、他の1通は速やかに生活安全企画課に送付すること。
- (3) 受講申込者に対し、講習用テキストを交付するとともに、講習を修了するためには考査に合格する必要があること及び講習当日の受付開始時間等の講習受講に関する事項を教示し、必要に応じて申込書の備考欄にその旨を記載すること。

7 講習会の内容等

空気銃の所持に関する法令の講習については岡山県警察職員が、空気銃の使用方法に関する講習については岡山県警察職員又は岡山県公安委員会が委託した者が、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 講習はテキスト等により実施し、講習時間は銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第36条第2項に定めるとおりとする。
- (2) 考査は50問の正誤式により60分間実施し、35点以上の取得者をもって講習課程を修了したものとする。

8 年少射撃資格講習修了証明書の交付等

- (1) 生活安全企画課においては、考査の結果により講習課程を修了したと認められる者に対して年少射撃資格講習修了証明書（規則様式第69号。以下「講習修了証明書」という。）を交付するものとする。
- (2) 講習修了証明書は、原則として講習当日に交付するものとするが、受講者が多数であるとき又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。
- (3) 生活安全企画課においては、講習修了証明書を発行したときは、その内容を年少射

撃資格講習修了証明書交付台帳（様式）に登載するとともに、申込書に講習結果を記入し、申込みを受理した警察署に通知するものとする。

9 その他

この要領に定めがあるもののほか、技能講習の実施に関し必要な事項は、生活安全部長が定める。

10 文書の保存

年少射撃資格講習修了証明書交付台帳は、生活安全企画課において3年保存するものとする。